

出席停止の連絡票

保護者様	平成 年 月 日
	高岡市立五位中学校 校長 白江 日呂雄
学校感染症にかかっている、またはかかっていると疑われる間は、学校保健安全法により、出席停止扱いとなりますので、医師と相談のうえ適切な処置をとられるようお願いいたします。 氏名の記入はご家庭でお願いします。	
記	
1 氏名	_____年 _____組 氏名_____
2 理由	風疹・麻疹・水痘・流行性耳下腺炎・インフルエンザ・咽頭結膜熱 腸管出血性大腸菌感染症・(_____) の疑い
3 期間	発病より医師が感染症予防上支障なしと認めた日まで
平成 年 月 日 () ~平成 年 月 日 () まで< 日間>	
※↑期間は学校側が記入	

主治医様
上記の疾病は感染の危険がなくなる日まで登校できないことになっています。 診断、治療の上、下記の登校許可日を記入いただき、本人に渡してくださるようお願いいたします。

登校許可証明書

学校長様	病名: _____
	診断日: 平成 年 月 日
	登校許可日: 平成 年 月 日
診断日 平成 年 月 日	医療機関名 _____
	医師名 _____

この連絡票は登校される際に必ず学校へお返してください。

不明な点がありましたら養護教諭へお問い合わせください。

保護者の方へ

出席停止は校長が行うものであり、**校長が**流行状況や医師の見解を基に決定します。

学校保健安全法 第十九条

校長は、感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒等があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。

分類	疾患名	出席停止の基準
第1種	鳥インフルエンザ A(H5N1)(H7N9)	治癒するまで
第2種	インフルエンザ	発症後5日、かつ解熱後2日経過まで
	百日咳	咳が消失又は5日間の抗菌剤による治療が完了するまで
	麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふく）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日間を経過し、かつ全身症状が良好となるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	全ての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消失した後2日経過するまで
	結核	症状により、医師が感染の恐れがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス、腸管出血性大腸菌感染症、流行性角結膜熱、急性出血性結膜炎	

以下の「第3種その他の感染症」は、学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合に、感染拡大を防ぐために、必要があるときに限り、校長が学校医の意見を聞き、第三種の感染症「その他の感染症」として緊急的に措置をとることができる。

		出席停止になった場合の例 (ならない場合もある)	
第3種	その他	溶連菌感染症	抗菌剤治療開始後 24 時間経過で全身状態が良ければ登校可能
		ウイルス性肝炎	A 型 E 型…肝機能正常化後登校可能 B 型 C 型…出席停止不要
		手足口病	発熱や咽頭、口腔の水疱、潰瘍を伴う急性期は出席停止、値行きは全身状態が改善すれば登校可能
		伝染性紅斑	発疹のみで全身状態が良ければ登校可能
		マイコプラズマ感染症	急性期は出席停止、全身状態が良ければ登校可能
		感染性胃腸炎 ノロ・ロタ含む	下痢、嘔吐が軽快し、全身状態が改善されれば登校可能
		アタマジラミ 伝染性軟属腫(水いぼ) 伝染性膿痂疹(とびひ)	登校可能 タオル、くし、ブラシの共用、ビート板の使用、プール、入浴を避ける